

監査役監査と監査役スタッフの役割について

公益財団法人日本監査役協会は、平成 28 年 8 月 5 日付で『監査役の会計監査と監査役スタッフの役割～会計不祥事の防止に向けた実効性のある監査とは～』（以下、報告書）を公表しています。

これは、今なお会計不祥事が後を絶たない現状を受けて、会計不祥事の防止に向けた実効性のある監査をテーマに、近年発生した会計不祥事の事例等を交え、監査役として会計監査人との連携の在り方や、監査役自ら実施すべき監査の範囲、方法についての調査・研究結果を取りまとめたものとなっています。

報告書では、監査役監査の役割、会計監査及び財務報告内部統制、近年発生した会計不祥事、会計監査における監査役及び監査役スタッフの役割に関する内容が含まれていますが、以下では、このうち、監査役及び監査役スタッフの役割に関する項目の中の、会計監査人との連携に関する部分についてご紹介いたします。

報告書では以下の通り、①会計監査計画時点、②期中監査、③期末監査のそれぞれの会計監査の局面において、監査役が会計監査人から報告・説明を受け、意見交換を行う項目が挙げられています。

| ①会計監査計画時点の連携 | ②期中監査における連携 | ③期末監査における連携 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●前期からの会計・監査上の懸案事項及び内部統制上の問題点 ●経営環境や事業内容の変化及び監査上のリスク ●当期の監査上の重要課題 ●内部統制の評価方法及び実施時期 ●重要な実証手続の内容及び実施時期 ●新たな会計基準の適用、重要な会計方針・処理 ●監査体制（時間、従事者数等） | <ul style="list-style-type: none"> ●前期からの会計・監査上の懸案事項及び内部統制上の問題点の改善状況 ●会計監査人が発見した不正、誤謬、違法行為及び内部統制上の不備 ●四半期財務諸表に対する結論 ●継続企業の前提に関する事項 ●重要な後発事象 | <ul style="list-style-type: none"> ●内部統制の整備・運用状況の評価手続き及び不備の状況 ●重要な不正及び違法行為に関する対処の状況 ●経営者とのディスカッションの状況 ●会計上の見積りの監査の状況 ●継続企業の前提に関する事項 ●重要な後発事象 ●会計監査人の独立性に関する事項 |

報告書における監査役と会計監査人との連携では、会計監査人から一方的に監査計画の説明を受けるのではなく、相互に意思疎通を図った上で要望や要請、意見交換を行うことが重要とされています。

特に、③期末監査における連携では、会計上の見積り等不正会計につながり易い処理が多いことから、十分な確認が必要とされています。

また、監査役と会計監査人の定期的な意見交換の他に、非定例でも相互に連絡、連携できる体制を常日頃から整えておくことが大切であり、監査役と会計監査人の関係を円滑に取り持つことは、監査役スタッフの重要な役割であるとされています。

以上